

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月25日

【中間会計期間】 第27期中（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）

【会社名】 株式会社 秩父開発機構

【英訳名】 Chichibu Research and Development Authority Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田代 勝三

【本店の所在の場所】 埼玉県秩父市東町29番20号

【電話番号】 0494 - 23 - 1002（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 岡田 光幸

【最寄りの連絡場所】 埼玉県秩父市東町29番20号

【電話番号】 0494 - 23 - 1002（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 岡田 光幸

【縦覧に供する場所】 なし

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回 次	第 25 期 中	第 26 期 中	第 27 期 中	第 25 期	第 26 期
会 計 期 間	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
売上高 (千円)	120,548	122,842	111,323	250,557	228,987
経常損益 (千円)	8,419	9,447	11,306	6,301	9,196
中間(当期)純利益(千円)	5,694	6,695	7,512	4,100	6,082
持分法を適用した場合の 投資利益金額	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
発行済株式総数 (株)	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
純資産額 (千円)	481,909	476,807	469,907	483,502	477,420
総資産額 (千円)	601,217	593,629	586,606	645,225	636,874
1株当たり純資産額 (円)	50,198.86	49,667.42	48,948.70	50,364.89	49,731.27
1株当たり 中間(当期)純利益(円)	593.16	697.47	782.56	427.14	633.62
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益金額	-	-	-	-	-
1株当たり 中間(年間)配当額	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	80.2	80.3	80.1	74.9	75.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	32	5	8	23	1
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	20	-	10	109
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	371	397	489	372	481
従業員数 (人)	10	10	10	10	10

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 潜在株式調整後の1株当たりの中間(当期)純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債の発行がないため記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関連会社の状況】

名 称	住 所	主要な事業の内容	議決権等の 披所有割合	関 係 内 容
(その他の関係会社) 埼 玉 県	埼玉県 さいたま市	受託業務	直 接 25.6%	当社の受託業務をしている。 役員の兼任等・・・有

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

(平成25年9月30日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
10	44年1ヶ月	14年4ヶ月	3,907,589

- (注) 1. 従業員は就業人員であり、臨時、嘱託及び出向者は除いている。
2. 従業員の定年は、満60才に達したときとする。ただし会社が業務上の必要がある場合本人の能力、成績及び健康状態などを勘案して選考のうえ、あらたに採用することがある。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

(2) 労働組合の状況

現在なし。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当社の当中間会計期間の業務内容は、埼玉県から「秩父公園」「埼玉県長瀬射撃場」を引き続き本年度から5年間指定管理者として受託し、当社の柱事業として、安全安心の管理運営を行うとともに、開園5年目となる自主事業フラワーガーデン「花の回廊」事業の営業成績向上に努めたところです。また秩父観光農林業協会等の事務局業務を受託し、いちご、ぶどう狩り等の観光客の案内誘導を行ってまいりました。

売上高では、「秩父公園」では昨年上期に実施した自主事業イベントが今期は下期に実施したことにより、280万円余の減。長瀬射撃場においても、昨年度は上期に東京都国体ライフル射撃競技のリハーサル大会が開催されましたが、今年度の国体本大会は10月開催のため、370万円余の減。「花の回廊事業」では、厳しい気象条件の影響や野生鹿による食害が急激に拡大し、開花が大幅に遅れたり、不揃いになったことにより入園者数、売上が減少したところです。

売上総額は111,323千円となり対前年同期比11,400千円余減少しました。経常損益は、「花の回廊」の造成、土壌改良費等の削減を図るなど経費削減に努めましたが11,306千円となりました。

なお、上記金額には、消費税は含まれていません。

(2) キャッシュ・フロー（直接法）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比べ8百万円増加し、当中間会計期間末には489百万円となりました。また、当中間会計期間における各キャッシュ・フローは次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において営業活動の結果、得られた資金は8百万円（前中間会計期間比3百万円増）となりました。これは主に経費削減によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金はありません。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金はありません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 収益実績

当中間会計期間における収益実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	金額（千円）	前年比（％）
秩父公園指定管理業務	80,827	97.7
埼玉県長瀬射撃場指定管理業務	21,907	85.5
花の回廊	2,457	72.2
広告代理店	2,485	76.3
その他	3,647	46.9
合計	111,323	90.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】
該当事項はありません。

6 【研究開発活動】
該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益、費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りが必要であり、経営者はこれらの見積りについて過去の実績等を勘案し、合理的に判断しています。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間の流動資産の残高は、580,279千円（前事業年度末625,887千円）となり、45,608千円の減少となりました。主な要因は預金の増加7,670千円及び売掛金の減少58,016千円によるものです。

(固定資産)

当中間会計期間の固定資産の残高は、1,591千円（前事業年度末1,515千円）となり、76千円増加しました。主な要因は、車輛購入による車両運搬具の増加によるものです。

(繰延資産)

当中間会計期間の繰延資産の残高は4,735千円（前事業年度末9,471千円）となり、4,735千円減少しました。減少の要因は、繰延資産償却によるものです。

(流動負債)

当中間会計期間の流動負債は、85,828千円（前事業年度末130,304千円）となり、44,476千円減少しました。主な要因は、買掛金51,820千円の減少及び前受金2,713千円、未払消費税1,934千円の増加によるものです。

(固定負債)

当中間会計期間の固定負債は、30,870千円となり、内容は退職給付引当金となります。

(純資産)

当中間会計期間の純資産は、469,907千円（前事業年度末477,420千円）となり7,512千円減少しました。減少の要因は、繰越利益剰余金となります。

(3) 経営成績の分析

当中間会計期間の成績は、「秩父公園」「埼玉県長瀨射撃場」の指定管理業務を引続き受託することが出来ましたが、「花の回廊」の利用客の減少により、昨年同様の結果となりました。

よって、当中間会計期間の売上高111,323千円、売上原価68,173千円、経常利益 11,306千円、当期純利益 7,512千円の結果となりました。

(4) 経営成績の重要な影響を与える要因について

「花の回廊」が厳しい気象や急増した野生鹿による食害により花の開花が遅れるなど、来園者数や当初計画の入場料収入の見込みが立たず、収支を確保することが困難な状況であります。

(5) 戦略現状と見直し

埼玉県より、指定管理業務として受託している、「秩父公園」「埼玉県長瀨射撃場」の業務の足元を堅め、秩父郡市町や関連団体等の協力を得て利用客の増加を計る。

また、「花の回廊」の今後の事業としての継続の見直しを図る構えです。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況については、「1 業績等の概要」に記載しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

自主事業フラワーガーデン「花の回廊」の事業の今後の方向性、並びに、新たなる自主事業を開発し、本社部門が収支の増加をねらい、経費削減を更に図り、利益を確保しなければならない。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除去等の計画】

前事業年度末において、計画中又は、実施中の重要な設備の新設、除去等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除去等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,400株
計	34,400株

【発行済株式】

種類	発行数		上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
	中間会計末現在 (平成25年9月30日現在)	提出日現在 (平成25年12月25日現在)		
普通株式	9,600株	9,600株	非上場 非登録	-
計	9,600株	9,600株	-	-

(注)株式の譲渡制限に関する規定は、次の通りである。

当社の発行する全部の株式について会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第9条において定めております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金	
	増減数	残高	増減数	残高	増減数	残高
平成25年 9月30日	株 -	株 9,600	円 -	千円 480,000	円 -	円 -

(6)【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式の割合(%)
埼玉県	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	2,460	25.6
西武鉄道株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1丁目11番1号	900	9.4
秩父市	埼玉県秩父市熊木町8番15号	458	4.8
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号	420	4.4
太平洋セメント株式会社	東京都港区台場2丁目3番5号 台場ガーデンシティビル	400	4.2
西武建設株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1丁目11番2号	300	3.1

あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	220	2.3
秩父鉄道株式会社	埼玉県熊谷市曙町1丁目1番地	200	2.1
株式会社武蔵野銀行	さいたま市大宮区桜木町1丁目10番8号	200	2.1
小鹿野町	埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地	170	1.8
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞ヶ関3丁目7番3号	160	1.7
日本瓦斯株式会社	東京都中央区八丁堀2丁目10番7号	160	1.7
計		6,048	63

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	-	-	
議決権限株式(自己株式等)	-	-	
議決権限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,600	9,600	
単元未満株式	-	-	
発行済株式総数	9,600	-	
株主の議決権	-	9,600	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役名	職名	氏 名	辞任年月日
取締役	-	高橋 信一郎	平成25年11月11日

第5 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、公認会計士 稲山 十四助 により中間監査を受けている。

3. 中間連結財務諸表について

当社には子会社がないので、中間連結財務諸表は作成していません。

1【中間財務諸表等】
(1)【中間財務諸表】
【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	481,650	489,320
売掛金	123,636	65,619
たな卸資産	2,128	2,489
繰延税金資産	17,570	21,652
その他	913	1,204
貸倒引当金	10	6
流動資産合計	625,887	580,279
固定資産		
有形固定資産	1,158	1,234
無形固定資産	356	356
投資その他の資産	0	0
固定資産合計	1,515	1,591
繰延資産		
開発費	9,471	4,735
繰延資産合計	9,471	4,735
資産合計	636,874	586,606
負債の部		
流動負債		
買掛金	117,450	65,629
未払法人税等	450	225
前受金	30	2,743
引当金	4,247	4,247
未払費用	7,003	8,672
その他	1,122	4,310
流動負債合計	130,304	85,828
固定負債		
引当金	29,149	30,870
固定負債合計	29,149	30,870
負債合計	159,454	116,699
純資産の部		
株主資本		
資本金	480,000	480,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,579	10,092
利益剰余金合計	2,579	10,092
純資産合計	477,420	469,907
負債純資産合計	636,874	586,606

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
売上高	122,842	111,323
売上原価	76,276	68,173
売上総利益	46,566	43,149
販売費及び一般管理費	56,406	54,557
営業利益	9,840	11,408
営業外収益	392	101
営業外費用	0	0
経常利益	9,447	11,306
特別利益	19	10
特別損失	2	0
税引前中間純利益	9,429	11,295
法人税、住民税及び事業税	277	298
法人税等調整額	3,011	4,082
法人税等合計	2,733	3,783
中間純利益	6,695	7,512

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	480,000	480,000
当中間期末残高	480,000	480,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,502	2,579
当中間期変動額		
中間純利益	6,695	7,512
当中間期末残高	3,192	10,092
利益剰余金合計		
当期首残高	3,502	2,579
当中間期末残高	3,192	10,092
純資産合計		
当期首残高	483,502	477,420
当中間期末残高	476,807	469,907

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	125	117
原材料又は商品の仕入れによる支出	74	51
人件費の支出	35	43
その他の営業支出	10	14
小計	6	9
利息及び配当金の受取額	0	0
法人税等の支払額	1	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	5	8
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	20	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	20	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	25	8
現金及び現金同等物の期首残高	372	481
現金及び現金同等物の中間期末残高	397	489

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権

原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

法人税法の規定に基づく定額法

(2) 少額減価償却資産

従来の20万円以上基準から10万円基準に変更し、3年均等償却

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4. 繰延資産の処理方法

開発費 5年均等償却を採用しております。

5. 引当金の会計基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により計算された当中間会計期間における退職給付債務額を計上しております。

6. その他中間財務諸表作成の為の重要な事項

消費税及び地方消費税の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
繰延税金資産 17,570千円	繰延税金資産 21,652千円
有形固定資産の 減価償却累計額 7,203千円	有形固定資産の 減価償却累計額 7,551千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日	当中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日
1. 営業外収益の主要項目 受取利息 25千円 有価証券利息 240千円	1. 営業外収益の主要項目 受取利息 54千円 有価証券利息 - 千円
2. 減価償却実地額 有形固定資産 292千円	2. 減価償却実地額 有形固定資産 330千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計 期間末株式数(株)
普通株式	9,600	-	-	9,600

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	9,600	-	-	9,600

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位 千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	4	2
賞与引当金損金算入限度額	1,288	1,288
未払事業税否認	208	221
退職給付引当金損金算入限度額	11,737	12,391
繰延欠損金	4,333	7,750
繰延税金資産合計	17,570	21,652

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前事業年度 (平成25年3月31日)		
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計 額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
車輛運搬具	2,519	2,519	0
工具器具備品	2,212	1,884	328
合計	4,731	4,403	328

	当中間会計期間 (平成25年9月30日)		
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計 額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
車輛運搬具	2,519	2,519	0
工具器具備品	2,212	2,017	195
合計	4,731	4,536	195

未経過リース料期末残高相当額等

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
未経過リース料期末 残高相当額		
1年内	71千円	100千円
1年超	705千円	548千円
合計	776千円	648千円

支払リース料、減価償却費相当額

	当中間会計期間 (平成24年9月30日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
支払リース料	320千円	320千円

減価償却費相当額	375千円	375千円
----------	-------	-------

減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

((注)2参照)

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	481,650	481,650	-
(2) 売掛金	123,636	123,636	-
(3) 投資有価証券	-	-	-
資産計	605,286	605,286	-
(1) 買掛金	117,450	117,450	-
負債計	117,450	117,450	-

((注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、国債は市場価格によっております。

負債

(1) 買掛金

これは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注)2参照)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	489,320	489,320	-
(2) 売掛金	65,619	65,619	-
(3) 投資有価証券	-	-	-
資産計	489,320	489,320	-
(1) 買掛金	65,629	65,629	-
負債計	65,629	65,629	-

((注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、国債は市場価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) 買掛金

これは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりま
す。

(有価証券関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

1 満期保有目的の債券

時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額
該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1 満期保有目的の債券

時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当はありません。

(持分等損益法)

該当はありません。

(資産除去債務関係)

該当はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

当社は、レジャーサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

当中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

当社は、レジャーサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

前中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

レジャーサービス事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省
略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しておりま
す。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)	関連するセグメント名
埼玉県	60,509	秩父ミュージックパーク受託業務
	2,666	埼玉県長瀬射撃場受託業務

当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

レジャーサービス事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)	関連するセグメント名
埼玉県	57,647	秩父ミュージックパーク受託業務
	2,666	埼玉県長瀬射撃場受託業務

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1) 株当たり情報

1 株当たり純資産額

前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額 49,731円27銭	1株当たり純資産額 48,948円70銭

1 株当たり中間純損失

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり中間純損失 697円47銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり中間純損失 782円56銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
中間純損失(千円)	6,695	7,512
普通株主に 帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る 中間純損失(千円)	6,695	7,512
期中平均株式数(千円)	9,600	9,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています

。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類 平成25年6月28日

(事業年度 (第26期) 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月20日

株式会社 秩父開発機構
取締役会 御 中

稲山公認会計士事務所
公認会計士 稲山 十四 助

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 秩父開発機構の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 秩父開発機構の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管している。

2．中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月20日

株式会社 秩父開発機構
取締役会 御 中

稲山公認会計士事務所
公認会計士 稲山 十四 助

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 秩父開発機構の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 秩父開発機構の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管している。

2．中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。